

デジタル庁訓令第6号

デジタル庁における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月30日

内閣総理大臣 岸田 文雄

デジタル庁における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準の一部を改正する訓令

デジタル庁における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準（令和3年デジタル庁訓令第31号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>デジタル庁における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準</p> <p><u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、行政機関の長（法第124条の規定により権限又は事務の委任を受けたグループの長を含む。以下同じ。）が行う処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定によるデジタル庁における審査基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>なお、本基準は、随時、適切な見直しを行っていくものとする。</p> <p>第1 開示決定等の審査基準</p> <p>法第82条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。</p> <p>1 開示する旨の決定（法第82条第1項）は、以下のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>2 開示しない旨の決定（法第82条第2項）は、以下のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2）法第81条の規定により開示請求を拒否する場合</p> <p>（3）開示請求に係る保有個人情報を、デジタル庁（法第124条の規定により、その長が権限又は事務の委任を受けたグループにあっては、当該グループ）において保有していない場合、法第122条第2項に該当する場合又は開示請求の対象が法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当しない場合</p> <p>（4）開示請求の対象が、法第122条第1項に該当する場合又は他の法律における法の適用除外規定により、開示請求の対象外のものである場合</p> <p>（5）・（6） [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第2 保有個人情報該当性の判断基準</p> <p>開示請求の対象が法第60条第1項に規定する「保有個人情報」に該当するかどうかの判断は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書に記録されているものかどうかにより行う。</p> <p>第3 不開示情報該当性の判断基準</p> <p>開示請求に係る行政文書に記録されている個人情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行うものとする。</p>	<p>デジタル庁における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準</p> <p><u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）に基づき、行政機関の長（法第46条の規定により権限又は事務の委任を受けたグループの長を含む。以下同じ。）が行う処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定によるデジタル庁における審査基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>なお、本基準は、随時、適切な見直しを行っていくものとする。</p> <p>第1 開示決定等の審査基準</p> <p>法第18条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。</p> <p>1 開示する旨の決定（法第18条第1項）は、以下のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>2 開示しない旨の決定（法第18条第2項）は、以下のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2）法第17条の規定により開示請求を拒否する場合</p> <p>（3）開示請求に係る保有個人情報を、デジタル庁（法第46条の規定により、その長が権限又は事務の委任を受けたグループにあっては、当該グループ）において保有していない場合、法第45条第2項に該当する場合又は開示請求の対象が法第2条第3項に規定する保有個人情報に該当しない場合</p> <p>（4）開示請求の対象が、法第45条第1項に該当する場合又は他の法律における法の適用除外規定により、開示請求の対象外のものである場合</p> <p>（5）・（6） [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第2 保有個人情報該当性の判断基準</p> <p>開示請求の対象が法第2条第3項に規定する「保有個人情報」に該当するかどうかの判断は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書に記録されているものかどうかにより行う。</p> <p>第3 不開示情報該当性の判断基準</p> <p>開示請求に係る行政文書に記録されている個人情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行うものとする。</p>

1 個人に関する情報（法第78条第1号及び第2号本文）についての判断基準

(1) 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第78条第1号）については、開示することにより深刻な問題を引き起こす可能性があるかどうかについて検討を行い、具体的ケースに即して慎重に判断するものとする。

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第2号本文）については、以下を踏まえ、判断する。

ア～エ [略]

オ 「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第1条に定めるものをいう。

カ [略]

(3) 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報（法第78条第2号イ）については、以下を踏まえ、判断する。

ア～ウ [略]

(4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第78条第2号ロ）には、開示請求者以外の個人に関する情報であって、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る場合が該当する。

なお、現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

(5) 公務員等の職及び職務の遂行に係る情報（法第78条第2号ハ）については、以下を踏まえ、判断する。

ア [略]

イ 公務員の氏名は、法第78条第2号イに該当する場合に開示する。同号イに該当する場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

(ア)～(ウ) [略]

2 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第78条第3号）の判断基準

(1) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報（法第78条第3号本文）については、以下を踏まえ、判断する。

ア～ウ [略]

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第78条第3号ただし書）には、当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回る場合が該当する。

なお、現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

(3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（法第78条第3号イ）については、以下を踏まえ、判断する。

ア～エ [略]

(4) 任意に提供された情報（法第78条第3号ロ）については、以下を踏まえ、判断する。ただし、開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっている場合、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、不開示情報に該当しないものとする。

1 個人に関する情報（法第14条第1号及び第2号本文）についての判断基準

(1) 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第14条第1号）については、開示することにより深刻な問題を引き起こす可能性があるかどうかについて検討を行い、具体的ケースに即して慎重に判断するものとする。

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（法第14条第2号本文）については、以下を踏まえ、判断する。

ア～エ [略]

オ 「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第3条に定めるものをいう。

カ [略]

(3) 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報（法第14条第2号イ）については、以下を踏まえ、判断する。

ア～ウ [略]

(4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第14条第2号ロ）には、開示請求者以外の個人に関する情報であって、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る場合が該当する。

なお、現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

(5) 公務員等の職及び職務の遂行に係る情報（法第14条第2号ハ）については、以下を踏まえ、判断する。

ア [略]

イ 公務員の氏名は、法第14条第2号イに該当する場合に開示する。同号イに該当する場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

(ア)～(ウ) [略]

2 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第14条第3号）の判断基準

(1) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報（法第14条第3号本文）については、以下を踏まえ、判断する。

ア～ウ [略]

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第14条第3号ただし書）には、当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回る場合が該当する。

なお、現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

(3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（法第14条第3号イ）については、以下を踏まえ、判断する。

ア～エ [略]

(4) 任意に提供された情報（法第14条第3号ロ）については、以下を踏まえ、判断する。ただし、開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっている場合、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、不開示情報に該当しないものとする。

ア～オ [略]

3 国の安全等に関する情報（法第78条第4号）の判断基準

国の安全等に関する情報については、以下を踏まえ、判断する。

ア～オ [略]

4 公共の安全等に関する情報（法第78条第5号）についての判断基準

公共の安全等に関する情報については、以下を踏まえ、判断する。

ア～キ [略]

5 審議、検討等情報（法第78条第6号）の判断基準

審議、検討等情報については、以下を踏まえ、判断する。

ア～カ [略]

6 事務又は事業に関する情報（法第78条第7号）についての判断基準

- (1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（法第78条第7号本文）については、以下を踏まえ、判断する。

ア～ウ [略]

- (2) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（法第78条第7号ハ）については、以下を踏まえ、判断する。

ア～ク [略]

- (3) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（法第78条第7号ニ）については、以下を踏まえ、判断する。

ア～エ [略]

- (4) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（法第78条第7号ホ）は、具体的には、調査研究に係る事務に関する情報であって、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア・イ [略]

- (5) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（法第78条第7号ヘ）には、具体的には、人事管理に係る事務に関する情報であって、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれが該当する。

- (6) 「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（法第78条第7号ト）には、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を害するおそれが該当する。

第4 部分開示に関する判断基準

開示請求に係る行政文書について、法第79条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 不開示情報が含まれている場合の部分開示（法第79条第1項）については、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるかどうかの判断を行う。ただし、以下のいずれかに該当する場合には全体を不開示とする。

ア～エ [略]

ア～オ [略]

3 国の安全等に関する情報（法第14条第4号）の判断基準

国の安全等に関する情報については、以下を踏まえ、判断する。

ア～オ [略]

4 公共の安全等に関する情報（法第14条第5号）についての判断基準

公共の安全等に関する情報については、以下を踏まえ、判断する。

ア～キ [略]

5 審議、検討等情報（法第14条第6号）の判断基準

審議、検討等情報については、以下を踏まえ、判断する。

ア～カ [略]

6 事務又は事業に関する情報（法第14条第7号）についての判断基準

- (1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（法第14条第7号本文）については、以下を踏まえ、判断する。

ア～ウ [略]

- (2) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（法第14条第7号イ）については、以下を踏まえ、判断する。

ア～ク [略]

- (3) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（法第14条第7号ロ）については、以下を踏まえ、判断する。

ア～エ [略]

- (4) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（法第14条第7号ハ）は、具体的には、調査研究に係る事務に関する情報であって、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア・イ [略]

- (5) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（法第14条第7号ニ）には、具体的には、人事管理に係る事務に関する情報であって、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれが該当する。

- (6) 「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（法第14条第7号ホ）には、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を害するおそれが該当する。

第4 部分開示に関する判断基準

開示請求に係る行政文書について、法第15条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 不開示情報が含まれている場合の部分開示（法第15条第1項）については、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるかどうかの判断を行う。ただし、以下のいずれかに該当する場合には全体を不開示とする。

ア～エ [略]

- 2 個人識別性の除去による部分開示（法第79条第2項）については、以下を踏まえ、判断する。
- (1) [略]
- (2) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とは、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第14条第2号に規定する不開示情報に該当しないため、法第79条第1項の部分開示の規定を適用して開示することである。

第5 裁量的開示に関する判断基準

法第16条に基づく裁量的開示を行うかどうかの判断は、法第78条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要があると認められる場合かどうかにより行う。

第6 保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準

開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（法第81条）は、以下に掲げる場合に行うこととする。

1・2 [略]

第7 [略]

第8 訂正決定等の審査基準

法第90条第1項に基づく訂正請求に基づき、保有個人情報の訂正が妥当かどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 訂正決定又は訂正をしない旨の決定は、訂正請求の対象が、法第90条第1項各号に該当しない場合には行わない。

2・3 [略]

第9 利用停止等の審査基準

法第101条に基づく利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、以下により行う。

1 利用停止決定をする旨の決定（法第101条第1項）は、請求に係る保有個人情報が次のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認められる場合に行う。

(1) 法第61条第2項の規定に違反して保有されている場合

「法第61条第2項の規定に違反して保有されている場合」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。また、法第61条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。

(2) 法第63条の規定に違反して取り扱われている場合

「法第63条の規定に違反して取り扱われている場合」とは、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている場合等をいう。

「違法又は不当な行為」とは、法その他の法令に違反する行為及び直ちに違法とはいえないものの、法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

- 2 個人識別性の除去による部分開示（法第15条第2項）については、以下を踏まえ、判断する。

(1) [略]

(2) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とは、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第14条第2号に規定する不開示情報に該当しないため、法第15条第1項の部分開示の規定を適用して開示することである。

第5 裁量的開示に関する判断基準

法第16条に基づく裁量的開示を行うかどうかの判断は、法第14条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要があると認められる場合かどうかにより行う。

第6 保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準

開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（法第17条）は、以下に掲げる場合に行うこととする。

1・2 [略]

第7 [略]

第8 訂正決定等の審査基準

法第27条第1項に基づく訂正請求に基づき、保有個人情報の訂正が妥当かどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 訂正決定又は訂正をしない旨の決定は、訂正請求の対象が、法第27条第1項各号に該当しない場合には行わない。

2・3 [略]

第9 利用停止等の審査基準

法第36条第1項に基づく利用停止請求に基づき、保有個人情報の利用停止が妥当かどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 利用停止決定又は利用停止をしない旨の決定は、利用停止請求の対象が、法第27条第1項各号に該当しない場合には行わない。

[新設]

[新設]

「おそれ」の有無は、行政機関の長等による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における行政機関等の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用する具体例としては、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために個人情報を利用する場合等が考えられる。

(3) 法第 64 条の規定に違反して取得された場合

「法第 64 条の規定に違反して取得された場合」とは、偽りその他不正の手段により取得した場合をいう。

なお、不正の手段により個人情報を取得する具体例としては、行政サービスの見返りとして本来は提供する必要のない個人情報を提供しよう強要し、これを取得する場合等が考えられる。

(4) 法第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されている場合

「法第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

(5) 保有個人情報が法第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されている場合

「法第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

(6) 法第 71 条第 1 項の規定に違反して提供されている場合

「法第 71 条第 1 項の規定に違反して提供されている場合」とは、同条の規定に違反して、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供されている場合をいう。

なお、利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、当該保有個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要はない。

2 利用停止しない旨の決定（法第 101 条第 2 項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 法第 90 条第 1 項各号に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合

(2) 利用停止請求書に法第 99 条第 1 項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第 2 項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による利用停止請求にあつては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると思われる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

附 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。